

監査報告書

私ども監事は、国立大学法人法第 11 条第 4 項及び国立大学法人法第 35 条において準用する独立行政法人通則法第 38 条第 2 項に基づき、国立大学法人富山大学（以下「本学」という。）の平成 17 年 4 月 1 日から平成 17 年 9 月 30 日までの平成 17 事業年度の業務、財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に
関する書類（案）、国立大学法人等業務実施コスト計算書及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）並びに決算報告書及び事業報告書について監査を実施し、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監事の監査の方法の概要

私ども監事は、平成 17 事業年度の全期間にわたり監事として本学を監査した小川弘氏及び武暢夫氏の両氏と平成 17 年 9 月 22 日に面談して本学の監査の状況を聴取するとともに、両氏からその監事責任を明確にした「新任監事の責任分界確認書」を同 9 月 30 日に入手いたしました。また、会計監査人から報告及び説明を受け、財務諸表等につき検討を加えました。

2. 監査の結果

- (1) 平成 17 事業年度の全期間にわたり監事として本学を監査した両氏からは、監査計画書・監査調書等の監査資料の提供はありませんでした。しかしながら、両氏からの口頭での聴取及び「新任監事の責任分界確認書」によりますと、本学では平成 17 事業年度計画に基づき業務が運営されており、役員の職務執行に関し不正の行為又は法令もしくは規程に違反する重大な事実は認められず、また、法人と法人の長との利益相反事項は認められません。
- (2) 会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 後発事象

- (1) 平成 17 年 5 月 25 日に「国立大学法人法の一部を改正する法律」（平成 17 年法律第 49 号）が公布されました。この法律の施行期日である平成 17 年 10 月 1 日をもって本学、国立大学法人富山医科薬科大学及び国立大学法人高岡短期大学（以下「3 国立大学法人」という。）は全て解散し、(新)国立大学法人富山大学が設立されました。国が承継する資産を除き、解散した 3 国立大学法人の一切の権利及び義務は(新)国立大学法人富山大学が承継いたしました。
- (2) 平成 16 事業年度の当期末処分利益のうち経営努力により生じたとされた額について文部科学大臣の承認を受けました。

平成 17 年 12 月 22 日

国立大学法人富山大学

監事 山森利平



監事 松下勝八

